

農薬の登録制度及び農薬登録保留基準について

1. 農薬の登録制度について

農薬は、農薬取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造、加工又は輸入してはならないとされており、この登録にあたっては、農林水産大臣は、申請者の提出した資料等に基づく登録検査の結果、申請農薬が次のいずれかに該当する場合はその登録を保留することとなっている（農薬取締法第3条第1項）。

このうち4）から7）までに該当するかどうかの基準（農薬登録保留基準）は環境大臣が定めることとされている（同条第2項）。

＜農薬の登録を保留する場合＞（農薬取締法第3条第1項各号の概略）

- 1）申請書に虚偽の記載があるとき
- 2）農作物等に害があるとき
- 3）通常の危険防止対策をとってもなお、人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">4）農作物等への残留が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき5）土壌への残留により農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害が生ずるおそれがあるとき6）水産動植物に著しい被害を生ずるおそれがあるとき7）<u>水質汚濁が原因となり、人畜に被害が生ずるおそれがあるとき</u> |
|--|

- 8）名称が不適切であるとき
- 9）薬効が著しく劣るとき
- 10）公定規格が定められているもので、それに適合しないとき

2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準について

上記の7）に該当するかどうかの基準は農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第4号において定められており、同号イにおいては「農薬が流出し、又は飛散した場合に水質汚濁の観点から予測される公共用水域の水中における濃度が、当該種類の農薬の毒性試験成績等に基づき環境大臣が定める基準に適合しない場合。」と定めている。これに基づき、平成20年7月環境省告示第60号において環境大臣が個別の農薬の成分ごとに基準値を定めている。

【関係法令】

○ 農薬取締法（昭和二十三年七月一日法律第八十二号）（抄）

最終改正 平成十九年三月三十日法律第八号附則第十四条

第三条 農林水産大臣は、前条第三項の検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

一～六 （略）

七 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されたとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の二において同じ。）の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水（その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第十二条の二において同じ。）の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

八～十 （略）

2 前項第四号から第七号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

3 （略）

○ 農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和四十六年三月二日農林省告示第三百四十六号）（抄）

最終改正 平成二十年十月二十二日環境省告示第八十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第三条第一項第四号から第七号まで（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の各号の一に掲げる場合に該当するかどうかの基準を次のように定め、昭和三十八年五月一日農林省告示第五百五十三号（農薬取締法第三条第一項第四号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）は、廃止する。

一～三 （略）

四 法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合であつて、当該農薬が公共用水域に流出し、又は飛散することにより、次の要件のいずれかを満たすときは、法第三条第一項第七号（法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。

イ 水質汚濁の観点から予測される当該公共用水域の水中における当該種類の農薬の成分の濃度（以下「水質汚濁予測濃度」という。）が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合しないものとなること。

ロ～ニ （略）

備考 （略）

附則 （略）

○ 水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月二十三日環境省告示第六十号）（抄）

最終改正 平成二十二年十二月一日環境省告示第八十七号

昭和46年3月農林省告示第346号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件。以下「基準告示」という。）第4号イの環境大臣が定める基準は、次の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬の成分の水質汚濁予測濃度（基準告示第4号イに規定する水質汚濁予測濃度をいう。）が、それぞれ同表の基準値の欄に定める濃度を超えないこととする。

農 薬 の 成 分	基 準 値
3－（2－クロロ－4－メシルベンゾイル）－2－フェニルチオビシクロ [3. 2. 1] オクター－2－エン－4－オン（別名ベンソビシクロン）	0.090mg／l
（以下略）	（以下略）